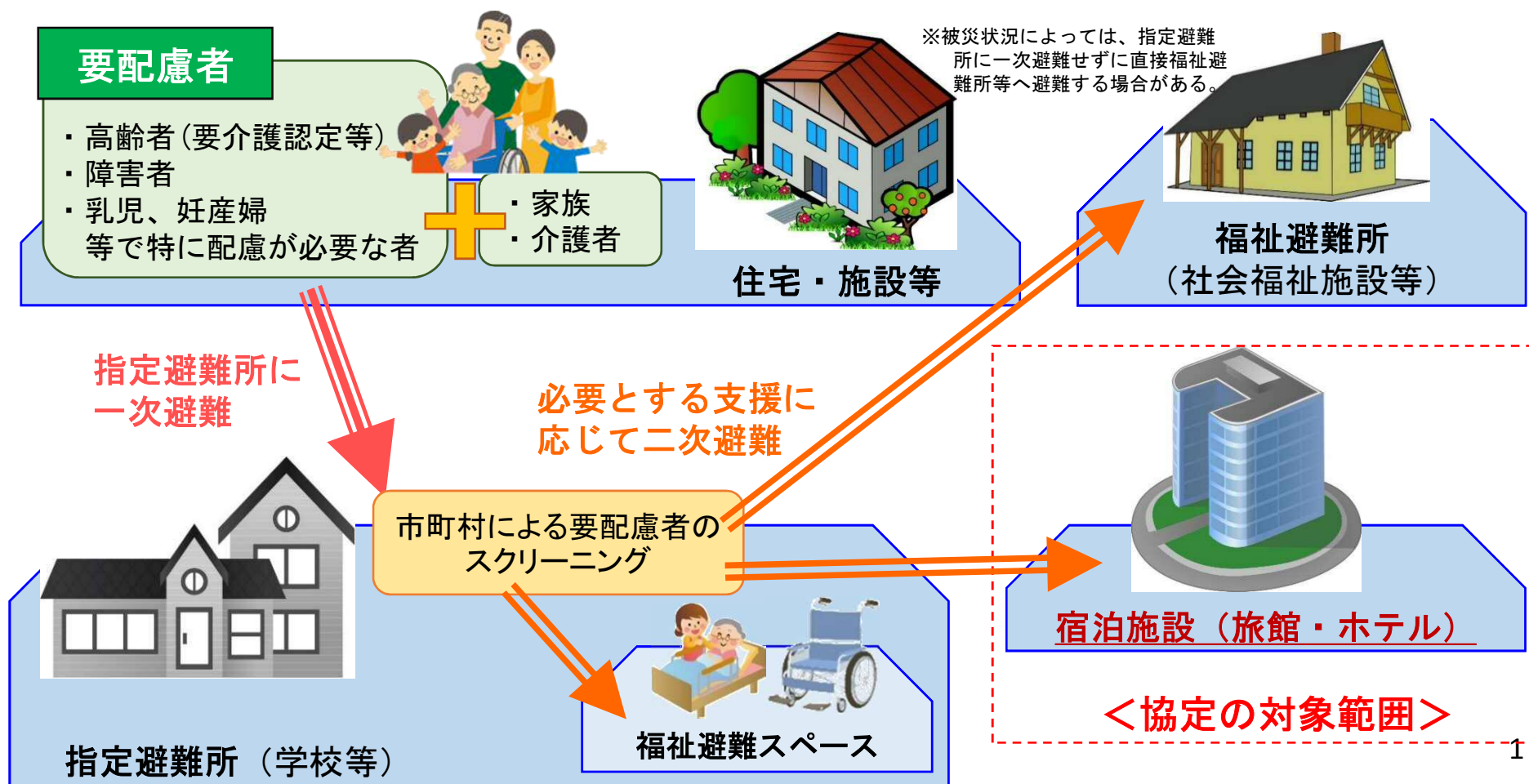


災害時における宿泊施設の提供等に関する協定の概要

(1) 趣旨・目的

- 大規模災害時には、高齢者や障害者、乳児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、多様な避難場所を確保することが必要である。
- 青森県と青森県旅館ホテル生活衛生同業組合は、要配慮者等の宿泊施設への避難支援が円滑に実施できるよう、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」を締結する。



(2) 内容

① **大規模災害**（地震、津波、風水害、原子力災害等）が発生した時

② 県からの要請に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合は、県が行う**要配慮者等への支援に可能な範囲で協力**する

要配慮者等

- ・ 高齢者（要介護認定等）
- ・ 障害者
- ・ 乳児、妊産婦
等で特に配慮が必要な者

- ・ 家族
- ・ 介護者



協力の範囲

- ・ 組合員が所有する**宿泊施設における要配慮者等の宿泊（入浴・食事の提供を含む）**
- ・ 組合員が所有する宿泊施設への**要配慮者等の移送**
- ・ 組合における組合員等との調整

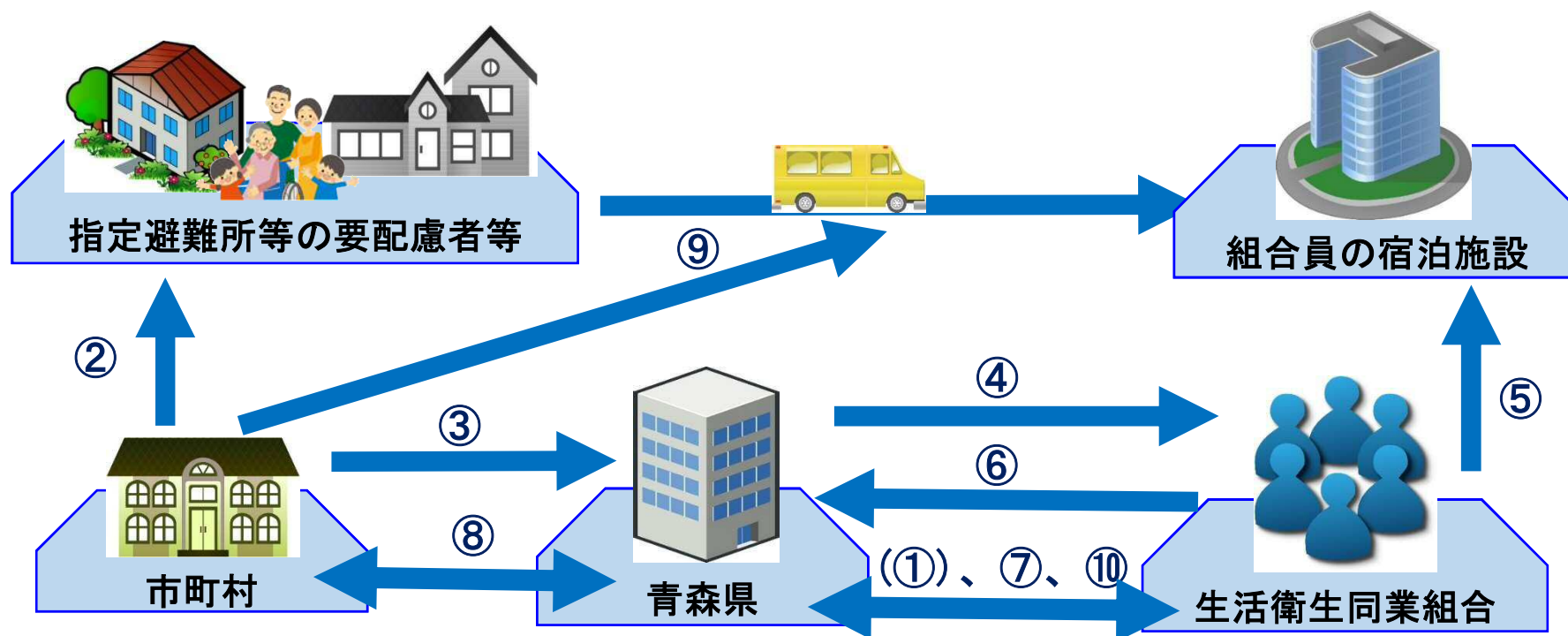
協力の期間

- ・ 受入れが可能になった日から、要配慮者等が応急仮設住宅等へ入居する等により、宿泊施設を利用しなくなるまでの期間

③ 協力に要した**費用は県が負担**する（組合との間で委託契約を締結）



(3) 要配慮者等の避難支援に係る体制図（実施細目で規定）



- ① 県と組合は、平時から連絡責任者名簿及び宿泊施設名簿を作成する。
- ② 市町村は、指定避難所等で避難生活の上で特に配慮が必要な要配慮者等を把握する。
- ③ 市町村は、県に対して、要配慮者等の宿泊施設への避難支援を要請する。
- ④ 県は、組合に対して、要配慮者等の宿泊施設への避難支援について協力を要請する。
- ⑤ 組合は、組合員が所有する宿泊施設の状況を調査し、とりまとめる。
- ⑥ 組合は、県に対し、応諾の可否と要配慮者等の受入れが可能な宿泊施設を報告する。
- ⑦ 県は、組合と協議のうえ受入れを行う宿泊施設を決定する。
- ⑧ 県は、市町村に対し、要配慮者等の受入れを行う宿泊施設を通知し、移送の調整を行う。
- ⑨ 市町村は、要配慮者等を宿泊施設へ移送する。また、引き続き避難状況を把握し、必要な支援を行う。
- ⑩ 県と組合は、要配慮者等の避難支援に関する委託契約を締結し、業務完了後、費用の精算を行う。

<参考> 宿泊施設の避難場所としての活用の経緯

(1) 教訓を踏まえた国の指針策定、県地域防災計画の修正

① 国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の策定

内閣府において平成25年5月に指針を策定し、宿泊施設の活用について次のとおり方針を示した。

- ・ 公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、旅館、ホテル、企業の所有する施設等を活用できるよう事前に協定を締結するなどしておくこと。
- ・ あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足すると見込まれる場合は、社会福祉施設等における設置や公的宿泊施設、旅館、ホテル等と協定を締結し借り上げるなど事前に対応すること。

② 「青森県地域防災計画（地震・津波、風水害、原子力災害）」の修正

県では、平成25年1月に県地域防災計画（地震・津波、風水害）を、平成26年2月に県地域防災計画（原子力災害）を修正し、宿泊施設の活用について次のとおり取り組むこととした。

<地震・津波、風水害>

高齢者や障害者等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等に避難所を設置したり、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げたりする等、多様な避難場所の確保に努める。

<原子力災害>

県は、国及び避難対象市町村と連携し、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。